

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険料率の見直し等について ■

■ 保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

平成30・31年度
(年間) 50,205円

令和2・3年度
(年間) **52,048円** (1,843円増)

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成30・31年度
(年間) 10.59%

令和2・3年度
(年間) **10.98%** (0.39%増)

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限度額)

平成30・31年度
(年間) 62万円

令和2・3年度
(年間) **64万円** (2万円増)

■ 保険料の軽減について

保険料均等割軽減の内、2割・5割軽減に係る軽減判定基準額が、次のとおり見直しされます。

平成31年度(令和元年度)		令和2年度	
軽減区分	所得が次の金額以下の世帯	軽減区分	所得が次の金額以下の世帯
8割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	7割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)
8.5割軽減	33万円	7.75割軽減	33万円
5割軽減	33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	33万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	33万円+(52万円×世帯の被保険者数)

■ 保険料の計算方法(令和2年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割

【1人当たりの額】

52,048円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(令和元年中の所得-33万円)×**10.98%**

=

1年間の保険料

【限度額64万円】

(100円未満切り捨て)

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 (札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階)

電話: 011-290-5601

住民生活課 生活グループ

電話: 5-1112

告知端末機: 5-8812